

議案第60号

大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成23年11月29日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、東日本大震災の甚大さ等に鑑み行われた、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大口町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大口町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族<u>(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)</u>を先にし、その他の遺族を後にする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p>